

重要水防区域（箇所）の指定基準

種 別	重要水防区域（箇所）	摘 要
流下能力	流下能力が年超過確率 1 / 3 相当流量以下の区域（箇所）	高潮区間あるいは湖沼等で被害の予想される場合には、別に定める基準水位を基に危険箇所を定めるものとする。
堤防断面	堤防断面が一連の堤防のうち部分的に不足している箇所	
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が不良等のため法崩壊、急激な沈下等の実績があり且つ予想される区域、あるいは長時間の降雨又は洪水の継続により堤体強度に危険が予想される区域	過去において破堤の実績のある箇所及び旧河道あとで堤体の強度上不安が予想される区域を含む。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績がある区域又はその恐れがある区域	
水 衝	洪水時の水衝部となり、堤防、護岸等の河川管理施設等が破損され、破堤又は重大な決壊等の実績がある区域又は予想される区域	護岸施設等で、老朽等により効力が著しく減じている区域も考慮する。
洗 掘	堤脚、護岸等の根固が現在洗掘されている箇所又は水制等が破損している個所で危険が予想される区域	橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体洗掘についても考慮する。なお、波浪による河岸決壊により危険を頻した実績のある区域も含む。
工事施工	水門、樋門、樋管等の工作物を施工中のもので、堤防を横断して開削している箇所。築壊、掘削工事等のため、堤防を横断方向に開削している箇所（巾員 4 m 以上の陸のある場合も含む）。その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険と思われる箇所	
工 作 物	取水堰、樋門、樋管、橋梁等の堤防横断工作物及び河川工作物で不等沈下、漏水、流水疎通の障害等が認められる箇所又は予想される箇所	